

## 保護者の方へ

お子様が学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法及び同法施行規則に基づき出席停止になります。医療機関にて診断を受けた場合は、速やかに学校までお知らせください。

なお、登校を再開する場合は、医師の登校許可が出てから登校させるようお願いいたします。登校の際は、こちらの「登校許可証明書」と、医療機関で発行された「領収書や処方箋等のコピー」を併せて担任へご提出ください。

種類	学校感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発病後5日かつ解熱後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症は、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合のみ

